

物価高騰対応消費活性化クーポン券取扱事業者募集要項

1 事業の趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者に対して、町内で使用可能な町民利用クーポン券を交付することで、町内での消費の下支えを通じた生活者支援及び消費活性化を図ることを目的として実施する羽幌町物価高騰対応消費活性化対策事業において取扱事業者を募集します。

2 事業概要

- (1) 名 称：羽幌町物価高騰対応消費活性化対策事業
消費活性化クーポン券 第10弾
- (2) 発 行 者：羽幌町
- (3) 発行対象者：基準日（令和8年2月6日）において羽幌町に住所を有する者
- (4) 発 行 額：5,782万円を予定（配布対象者条件があるため増減の可能性有）
- (5) 発行枚数：5,782枚を予定（配布対象者条件があるため増減の可能性有）
- (6) 額 面：1枚10,000円（1,000円券×10枚）
- (7) 利用期間：令和8年2月7日（土）～令和8年3月15日（日）

3 クーポン券の利用対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 羽幌町指定ごみ袋

4 応募資格・条件

羽幌町内において事業所、店舗を有する事業者とする。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの（ただし、同条第1項第1号から第3号を除く。）、又はこれに類するもの。

5 申込及び辞退方法

取扱店を希望される事業者の方は、この募集要項に同意のうえ、「羽幌町物価高騰対応消費活性化対策事業消費活性化クーポン券取扱店申込書」に必要事項を記入し、羽幌町役場商工観光課商工労働係へ下記申込期限までに直接提出・郵送・FAX等により申し込んでください。

**前回、令和7年2月に実施した消費活性化クーポン事業（第9弾）に登録された事業者は、申込書提出の手間を省くため、自動的に今回の特定事業者として認定いたします。
特定事業者を辞退される場合は、商工観光課商工労働係までご連絡ください。**

6 申込及び辞退期限 **令和8年1月23日（金）必着**

※申込期限までに申込書を提出いただいた場合は、クーポン券を郵送する際に「取扱店一覧」に店名を掲載し同封します。期限後でも特定事業者としての認定は可能です。

7 取扱店の責務等

- (1) 取扱事業者は、クーポン券を持参した消費者に対し、券面記載額に相当する物品（利用対象外を除く）の販売または役務を提供すること。
- (2) 取引によってクーポン券を受け取った場合は、再流通（2次使用）を防止するためには、クーポン券裏面の所定の欄に、事業者名を記載すること。
- (3) 裏面にすでに事業者名の記載があるクーポン券は、受け取りを拒否すること。
- (4) クーポン券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合はクーポン券の受取を拒否とともにその事実を速やかに町に報告すること。
- (5) クーポン券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- (6) 換金の禁止（つり銭についても出さないこと。）
- (7) 有効期間の過ぎたクーポン券の受け取りを拒否すること。

8 クーポン券の換金について

- (1) 受け取った使用済みクーポン券は、裏面に事業者名を記載し、消費活性化クーポン券換金請求書（様式第2号）に添え、商工観光課商工労働係に提出して下さい。なお、天売・焼尻地区の事業所につきましては役場支所でとりまとめを行いますので各支所に提出して下さい。
- (2) 請求書提出期限は令和8年3月23日（月）までとします。期限を過ぎての換金には応じられません。
※今回、事業者の換金期限が短くなっていますので、早めに換金をされるなど換金期限には特にご注意ください。
- (3) クーポン券の換金に係る手数料は無料です。

9 注意事項

- (1) クーポン券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないで下さい。
- (2) 取引によって取得したクーポン券の盗難・紛失については、取扱事業所の責任・負担となります。
- (3) 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱事業者の資格の取り消しを行うことがあります。

10 応募先・問い合わせ先

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1
羽幌町役場 商工観光課 商工労働係 担当：廣谷
TEL 0164-68-7007（ダブルイン）
FAX 0164-62-1219